

当推進センターは「暴力団のない安全で安心して暮らせる岩手県」の実現を目指し県民の皆さんと力を合わせて「暴力団追放運動」を強力に推進します。



# 暴<sup>キ</sup>追<sup>キ</sup>い<sup>キ</sup>わ<sup>キ</sup>て

## Vol.81

令和4年1月発行



樹氷(八幡平市)

### 主な内容

- 1 …… 新年のご挨拶  
岩手県公安委員会 委員長 石川 哲
- 2 …… 岩手県内の暴力団情勢
- 3 …… 暴力追放功労表彰
- 3 …… 各地域暴力団排除活動
- 5 …… 暴力団等に対する基本的対応要領
- 6 …… 暴力団排除DVDの貸し出し
- 7 …… 不当要求防止責任者講習&賛助会員募集

### 暴力団追放「三<sup>プラスワン</sup>ない運動+1」

- ★ 暴力団を恐れない
- ★ 暴力団に金を出さない
- ★ 暴力団を利用しない
- <sup>プラスワン</sup>  
+1 暴力団と交際しない

## 新年のご挨拶



岩手県公安委員会  
委員長 石川 哲

あけましておめでとうございます。

皆様方には、健やかに新年をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

また、日ごろから、暴力団排除活動を始め、岩手県警察並びに岩手県暴力団追放推進センターの各種活動に格別のご支援とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年のこととなりますが、いわゆる暴力団対策法が制定されてから30年が経過し、岩手県暴力団排除条例が制定されてからは10年が経過しました。これら法律の効果的運用と警察による取締り、そして何より、皆様の実践されている暴力団排除活動の効果により、全国及び県内の暴力団勢力は、年々、減少の一途をたどっております。特に、暴力団排除条例が全国の都道府県で制定、施行された平成22～

23年頃から、暴力団勢力の減少は加速化している状況です。

岩手県暴力団排除条例では、事業者に対し、暴力団への利益供与を禁止していることに加え、事業者が取引や契約を行う際は、契約書等に暴力団排除条項を導入した上、契約等の相手方が暴力団等ではないか確認し、暴力団等と判明した場合は契約等しないことが努力義務とされております。この実質的な暴力団排除の仕組みは、行政や民間の様々な分野に定着しつつあります。

過去には、「暴力団は社会の必要悪」という認識が一般的で、民間企業では、暴力団とはうまく付き合い、利用するものだという風潮が存在した時代がありました。現在は、暴力団との関係が世間に露呈した場合、社会におけるレピュテーションリスクを負うようになっていきます。また、SNSなどのネットワーク環境が発達したことで、社会に対する情報発信が容易になる一方、容易には情報を消せないことも相まって、より慎重な行動が求められるようになりました。このことから、暴力団排除活動を実践する重要性は、ますます高まっていると言えます。

私ども公安委員会は、今後とも、岩手県警察、岩手県暴力団追放推進センターと連携し、皆様の実践される暴力団排除活動を支援して参ります。皆様方には、暴力団のない安全で安心な岩手県の実現に向けて、暴力団排除活動を推進していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々のご健勝とご多幸を心から祈念し、新年のご挨拶といたします。



# 岩手県内の暴力団情勢

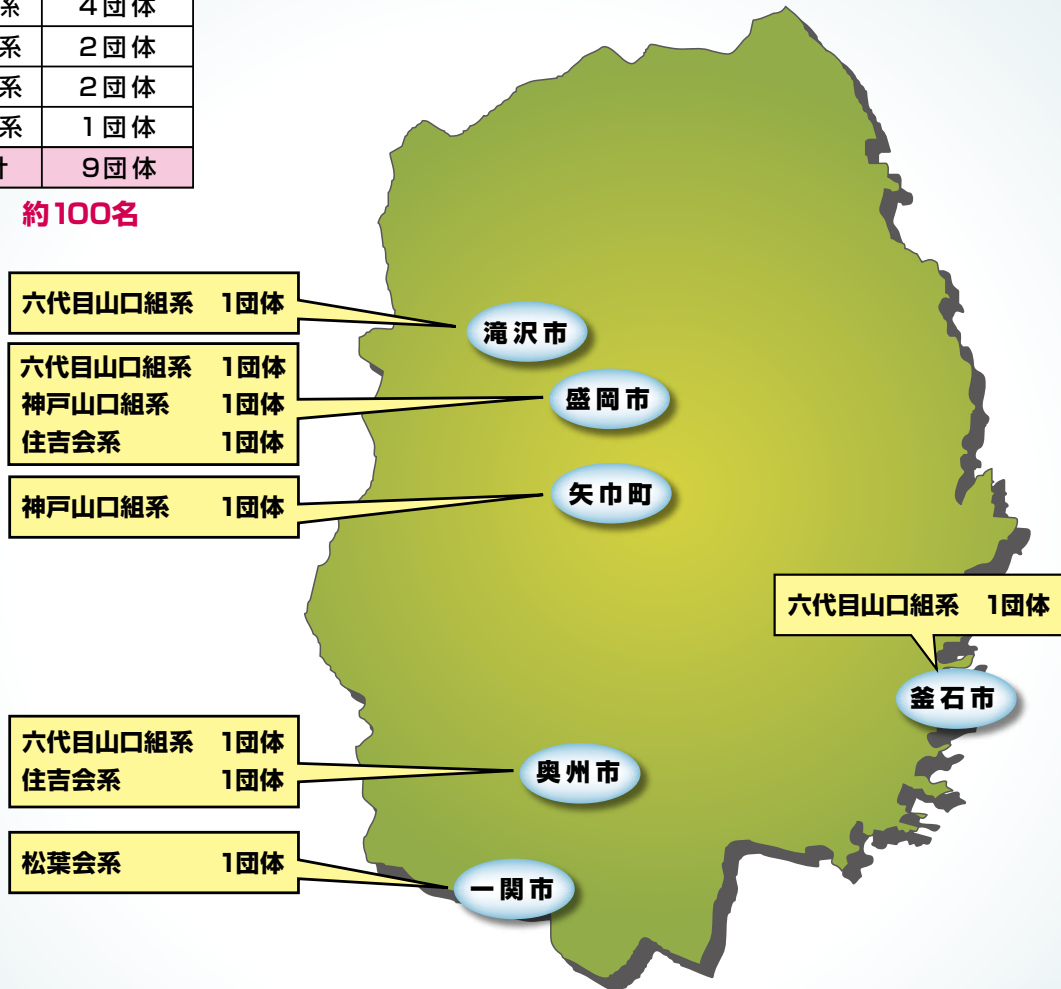
(令和3年末現在)

## 1 県内の暴力団分布図

岩手県内の暴力団勢力は、9団体約100名を把握しています。

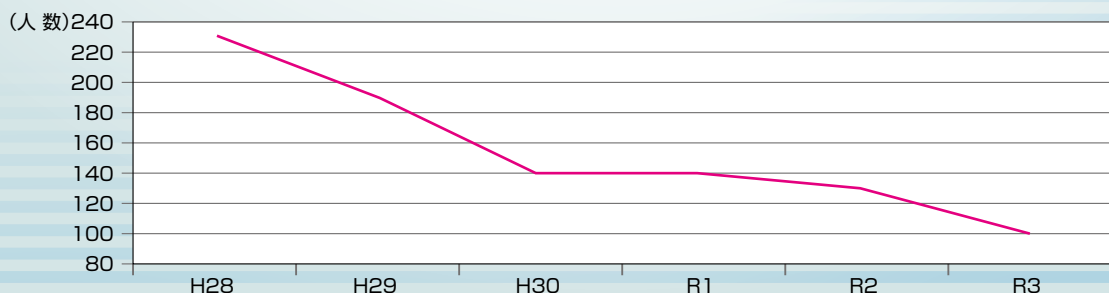
団体名	団体数
六代目山口組系	4団体
神戸山口組系	2団体
住吉会系	2団体
松葉会系	1団体
合計	9団体

勢力数 約100名



## 2 県内の暴力団構成員等の推移(人数は概数で表示)

平成28年末と比較し、暴力団構成員等の数は約130名減少しています。





# 暴力追放功労表彰



## 令和3年全国暴力追放運動中央大会で銀章受賞



令和3年11月25日、明治記念館（東京都港区）において『令和3年全国暴力追放運動中央大会』が開催され、多年にわたる暴力追放活動により、弁護士で当センター理事長の吉田瑞彦氏（岩手弁護士会民事介入暴力対策委員長）が銀章を受賞しました。式典は、国家公安委員長をはじめ多くの方が臨席される中、警察庁長官から各賞の代表者へ表彰状が授与されました。

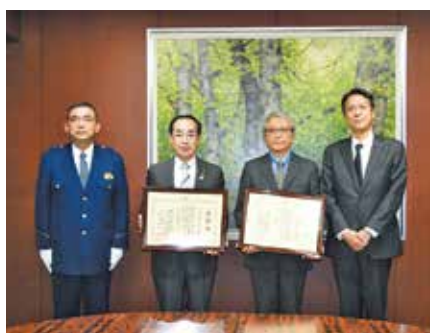
### ★東北管区警察局長

### 東北ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会会長【連名表彰】

個人 村井 三郎（岩手弁護士会民事介入暴力対策委員 弁護士）

団体 北上市地域安全推進市民会議

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、令和3年度岩手県暴力団追放県民大会が中止となったことから、令和3年11月15日に岩手県警察本部において、表彰式を開催し、多年にわたる暴力団排除活動に貢献された村井三郎弁護士（個人）、北上市地域安全推進市民会議（会長高橋敏彦北上市長）に大濱健志警察本部長からそれぞれ表彰状が授与されました。



吉田良夫 高橋敏彦 村井三郎 大濱健志  
刑事部長 北上市長 弁護士 警察本部長



【個人】



【団体表彰】

北上市地域安全推進市民会議

## 各地域暴力団排除活動

令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための非常事態宣言が発せられるなど、月日の経過とともに岩手県内でも感染者数が急増した状況のなか、感染症対策を講じながら各地域で不断の努力を続ける暴力団排除組織の活動を紹介します。

### ● 暴力団追放二戸地区民会議

11月26日、二戸市シビックセンターにおいて「令和3年度暴力団追放二戸地区民大会」を開催。暴力団情勢の把握や不当要求・特殊詐欺への対応方法についての講演のほか、暴力団追放標語コンクールの表彰、大会宣言の採択等を実施し、暴追意識の高揚を図りました。



### ● 暴力団追放盛岡市民会議

10月22日に盛岡市大通にて、10月に設定した暴力団追放推進強化月間の一環として、警察と合同で暴力団排除の呼びかけやパトロールを行い暴力団追放意識の高揚を図りました。



### ● 遠野市防犯協会連合会

5月28日、遠野市防犯協会連合会総会に併せ、「暴力団追放運動遠野市民集会」を開催しました。市民集会では、遠野警察署刑事生活安全課長の講話により、全国及び県内の反社会的勢力の情勢を把握するとともに、地域ぐるみで継続して暴力団追放に取り組む姿勢を改めて確認しました。



### ● 北上市地域安全推進市民会議

暴力団追放に関する広報啓発資料を作成し、12月下旬に北上料飲店組合加入の飲食店等86店に対して、飲酒運転撲滅に関するチラシと併せて郵送し、啓発活動を実施しました。



### ● 暴力団追放釜石地区会議

12月15日、令和3年度年末年始地域安全運動実施期間に併せ、釜石市鈴子町にある金融機関及びスーパーマーケットにおいて、警察・構成団体37名の参加により、特殊詐欺被害防止啓発物品の配布を行い、暴力団追放意識の高揚を図りました。



### ● 暴力団追放岩泉・田野畑地区民会議

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、街宣活動は見合わせましたが、当地区会員に作成したチラシ・リーフレットを配布するなどの啓発活動を実施しました。



### ● 暴力団追放宮古地区県民会議

12月10日に「暴力団追放宮古地区県民会議研修会」を開催。会場の陸中ビル大ホールには宮古市と山田町の会員及び防犯関係者66名が参加。研修では、宮古警察署員から「最近の暴力団情勢について」、「特殊詐欺被害にあわないために」の講話を受け、当地区の反社会勢力等に対する更なる追放意識の高揚を図る良い機会となりました。



### ● 山田町地域安全推進連絡協議会

反社会的勢力等の目立った動きはありませんが、防犯隊では週5回の定期パトロール、小学生の下校指導及び声掛け運動を行い、事件や事故の未然防止活動を展開しました。



### ● 花巻市防犯協会暴力団追放部会

岩手県食品衛生協会花巻支会の協力のもと、12月15日に市内飲食店400店舗に「暴力団追放3ない運動+1」のグッズ等を配布しながら暴力団追放の啓発活動を行いました。



### ● 暴力団追放一関地方会議

新型コロナウイルス感染症拡大予防対策のため、令和3年度の暴力団追放一関地方大会の開催は見送りましたが、年度内に横断幕の新規設置と、既存看板の修繕を行い、暴排意識の高揚啓発を行います。



### ● 各地域暴力団排除組織

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各地域の暴力団排除活動では三密を避けるなどの制限を受けましたが、それぞれの地域事情に応じて工夫しながら弛まめ暴排意識の向上啓発を図りました。

### 令和3年度 不当要求防止責任者講習

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して開催

- ★ 入場を講習通知書持参の受講者に制限
- ★ 検温・手指消毒の実施とマスク着用の徹底
- ★ 間隔を空けた座席指定と換気の徹底





# 暴力団等に対する基本的対応要領

ほとんどの人が、自分は暴力団等には、関わりがないと思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりができるか知れません。

市民の皆さんや企業が、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人で悩まず、警察や暴追センターや弁護士に早く相談することです。

## ■平素の準備

### 1 トップの危機管理

- ★トップ自らが、「不当な要求には絶対対応しない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- ★担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。



### 3 暴力団排除条項の導入

- ★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
  - 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
  - 取引開始後反社会的勢力と判明した場合、解約することなどの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。



### 2 体制作り

- ★あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- ★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- ★対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

### 4 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携

- ★警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



## ■有事の対応 (不当要求対応要領)

### 1 来訪者のチェックと連絡



### 2 相手の確認と用件の確認



### 3 対応場所の選定



### 4 対応の人数



### 5 対応時間



### 6 言動に注意する



### 7 書類の作成・署名・押印



### 8 トップは対応させない



### 9 即答や約束はしない



### 10 湯茶の接待をしない



### 11 対応内容の記録化



### 12 機を失せず警察に通報





# 暴力団排除DVDの貸し出し

当センターでは、会社・企業等での会議や研修会、地域・職域等の集会にご利用いただける暴力団排除の対応DVDを無料で貸し出しております。

また、これ以外のDVDもありますので、利用ご希望の方は、当センターまでご連絡・ご相談ください。

申込みは

**019-624-8930** まで

## 不当要求・クレームへの初期対応

効果的な「必殺ワード」と対策ポイント

初期対応に焦点を当て、不当要求側へのN Gワードと“必殺ワード”を紹介、弁護士が解説します。

- 電話による不当要求への対応(17分)
- インターネットによる不当要求への対応(9分)
- 直接面談による不当要求への対応(16分)

## 暴力団排除《入札妨害・就労支援》

■ 入札妨害(23分)  
 暴対法の禁止行為「人に対し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為」をドラマを通じて解説し、当該暴力団員の離脱支援へと展開……

■ 就労支援(17分)  
 アルバイトの勤勉な青年は暴力団員だった。会社に牙をむくも、妻と幼子を思い葛藤する姿に、社長は奔走する。

## 撃退

基本的対応要領

暴力団等反社会的勢力に対する対応要領について

- 第1節(20分) 平素の準備
- 第2節(30分) 有事の対応…失敗例
- 第3節(27分) 有事の対応…成功例

## あなたはひとりじゃない!

■ 各事業所から選任された不当要求防止責任者を対象に暴力団との関係遮断のための取組と重要性を認識してもらい、不当要求および関係遮断の決意を促すことを目的とした内容。

■ はじめは、反社会的勢力の不当要求に悩んでいた企業の担当者が、暴力団との関係遮断に立ち上がり、仲間意識も強まってみんなで力をあわせて暴力団に屈しないで対応していく過程を描いたもの。(35分)

## 事前の備えこそ最大の防御!

事前の備えこそ最大の防御!

巧み化する反社会的勢力の罠

事例① 明確な意図を持って企業にクレームをつける悪質クレマー(15分)

事例② 反社会的勢力によるインターネットを悪用した不当要求(13分)

事例③ 暴排条項の記載がない契約書での取引によるリスク(10分)

## 明日を拓く勇氣

もう恐れる必要はない

飲食店・信用金庫・不動産業を舞台に、それぞれの事業者が暴力団員が接近し、不当要求を受けるものの、警察や暴対センターの協力により、改正暴対法や暴力団排除条例を駆使し暴力団等を排除していく過程を描いたもの。(37分)

## 排除の分かれ道

レストランチェーンの店舗と本社を舞台に反社会的勢力との攻防を描いています。

- partI(25分) 間違った対応で、問題提起をしています。
- partII(31分) 解説を盛り込み、対応要領を教示しています。

## 決断の刻<sup>とき</sup>

ゼネコンを利用し、建設事業に入り込んでくる暴力団…。

そのとき、あなたならどうしますか。一人で悩むことはない。自分にできる何かがある。そう、今が決断の刻!

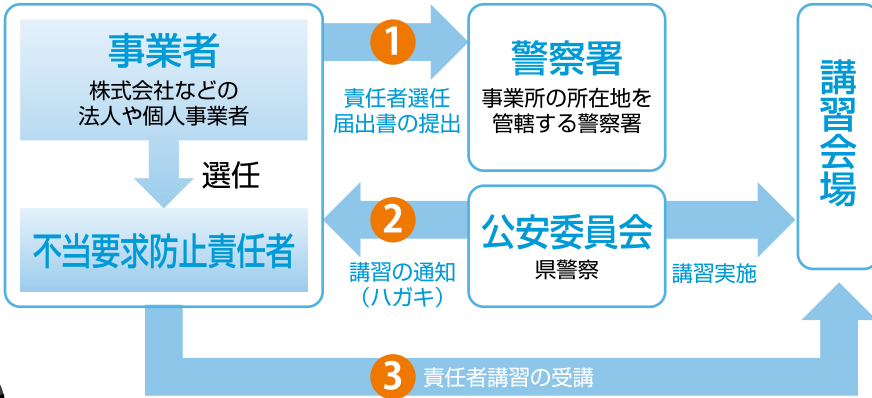
(33分)

あなたの職場を暴力団等から守るための講習です。

# 不当要求防止責任者講習 **無料**

暴力団等から不当な要求を受けた時、どのように対応すべきか、講習により具体的な要領をマスターしておくで安心です。

## 責任者講習の流れ



不当要求防止責任者を選任して警察署へ届出をしましょう。暴力団対策法はあなたの味方です。

### お問い合わせ

事務所の所在地を管轄する警察署の刑事課

岩手県警察本部組織犯罪対策課

☎019-653-0110

または

(公財)岩手県暴力団追放推進センター

☎019-624-8930

多くの方の入会をおまちしています。

## 賛助会員を募集しています。



暴追センターでは、個人・企業・団体など県民総ぐるみの暴力団追放運動を展開するため、暴追センターの行う各種事業に、ご賛同・ご支援をいただきたく賛助会員を募集しております。多くの皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

### ■入会の手続き

「入会申込書」をお送りします。詳しくは、暴追センターまでお電話下さい。

### ■年会費(口数は自由です)

●個人…一口5,000円 ●団体等…一口20,000円

※暴追センターは「公益財団法人」として認定されておりますので、税法上の優遇措置を受けることができます。

### 特典

「賛助会員之証」の交付、機関紙、各種暴排資料等を送付



暴力団追放  
賛助会員之証  
(公財)岩手県暴力団追放推進センター

暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない、+1 <sup>プラスワン</sup>暴力団と交際しない

暴力団のことで  
お困りの方は気軽に  
まずはご相談を  
(相談無料・秘密厳守)

公益財団法人 岩手県暴力団追放推進センター

(公安委員会指定 岩手県暴力追放運動推進センター)

〒020-0022 盛岡市大通1丁目2番1号 岩手県産業会館

TEL

019-624-8930

FAX

019-656-0886

暴追センターへのご意見・ご要望がありましたらお寄せ下さい。